

**税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書**

事業 年度	年 月 日から	法人 名
	年 月 日まで	

過去適用事業年度	過去当初申告税額 控除額 (過去適用事業年 度の第20号の4様 式の①)	税額控除額 (過去適用事業年 度の第20号の4様 式の⑩)	②につき法第321 条の8第43項に より対象前各事業 年度の法人税割額 に加算した金額	②につき法第321 条の8第42項に より対象前各事業 年度の法人税割額 から控除した金額	調整後過去税額 控除額 ②+③-④	⑤>①の場合 税額控除不足額相 当額 (⑤-①)又は当初 申告税額控除不足 額相当額	①>⑤の場合 税額控除超過額相 当額 (①-⑤)又は当初 申告税額控除超過 額相当額
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日から 年 月 日まで							
年 月 日から 年 月 日まで							
年 月 日から 年 月 日まで							
年 月 日から 年 月 日まで							
年 月 日から 年 月 日まで							
年 月 日から 年 月 日まで							
計						⑧	⑨

各市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細

政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	
事務所又は事業所		従業員数又は補 正後の従業員数	各市町村ごと に加算する税額控 除超過額相当額
名称	所在地		
		人	⑩ 円
合	計		

**「税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書」  
(第 20 号の 4 様式別表 7) 記載要領**

1 この明細書は、通算法人（通算法人であった法人を含みます。以下同じです。）が法第 321 条の 8 第 42 項又は第 43 項（これらの規定を同条第 47 項及び第 48 項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第 20 号様式の申告書、第 20 号の 4 様式の明細書又は第 10 号の 4 様式の更正請求書に添付してください。

また、この明細書には、過去適用事業年度の法第 321 条の 8 第 42 項に規定する過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第 20 号の 4 様式及び同様式別表 1 から別表 6 までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した第 20 号の 4 様式及び同様式別表 1 から別表 6 までの明細書を添付してください。

2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第 20 号様式の申告書、第 20 号の 4 様式の明細書又は第 10 号の 4 様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には当該法人課税信託の名称を併記してください。

3 各欄の記載のしかた

<p><b>税額控除不足額相当額 ⑥</b> <b>(⑤-①) 又は当初申告</b> <b>税額控除不足額相当額</b></p>	<p>次のように記載してください。</p> <p>(1) 通算法人の対象事業年度について法第 321 条の 8 第 44 項の規定の適用を受ける場合（(2)に規定する既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(⑤-①) 又は」を抹消します。</p> <p>(2) 既に通算法人の対象事業年度について法第 321 条の 8 第 45 項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該事業年度につき法第 321 条の 8 第 44 項の規定の適用を受けるとき（以下「既に修正申告等があった場合」といいます。）は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（以下「直近修正申告書等」といいます。）に基づき、⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。</p> <p>(3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。</p>
<p><b>税額控除超過額相当額 ⑦</b> <b>(①-⑤) 又は当初申告</b> <b>税額控除超過額相当額</b></p>	<p>次のように記載してください。</p> <p>(1) 通算法人の対象事業年度について法第 321 条の 8 第 44 項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(①-⑤) 又は」を抹消します。</p> <p>(2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき、⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。</p> <p>(3) (1)に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消します。</p>
<p><b>各市町村ごとに加算する</b> <b>税額控除超過額相当額の</b> <b>明細</b></p>	<p>2 以上の市町村に事務所等を有する法人が次のように記載してください。</p> <p>(1) 「政令第 48 条の 13 第 7 項ただし書の規定の適用の有無」の欄は、市町村民税の従業者数を政令第 48 条の 13 第 7 項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第 48 条の 13 第 7 項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(2) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、市町村民税の従業者数を政令第 48 条の 13 第 7 項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、市町村民税の従業者数を政令第 48 条の 13 第 7 項ただし書の規定により計算する法人にあつては第 20 号の 4 様式別表 2 の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(3) 各市町村ごとの⑩の欄の計算は、⑨の欄の金額を各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>

- この明細書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この明細書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。